



長野県報

1月5日(木)
平成18年
(2006年)
第1724号

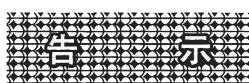
目 次

告 示

昭和48年長野県告示第8号（不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等を行なう職員の身分を示す証明書）の一部改正（生活文化課）	1
公共測量の実施（監理課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路維持課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路維持課）	2
土地利用規制等対策費交付金交付要綱の一部改正（建築管理課土地・景観室）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（8件）（生活文化課NPO活動推進室）	3
平成17年度長野県工科短期大学校第4回専門課程（セミナー）の受講者の募集（雇用・人財育成課）	5
平成17年度の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集（雇用・人財育成課）	5
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	6
県営土地改良事業計画の縦覧（土地改良課）	6
土地改良区の定款変更の認可（土地改良課）	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市計画課）	6
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	6
長野県景観条例に基づく景観形成住民協定の認定（建築管理課土地・景観室）	7
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の開催（生活安全企画課）	7
一般競争入札（自律教育課）	9



長野県告示第1号

昭和48年長野県告示第8号（不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等を行なう職員の身分を示す証明書）の一部を次のように改正します。

平成18年1月5日

長野県知事 田 中 康 夫

表面中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、裏面中「第9条の4 都」を「第9条 都」に、「第9条の2」を「第7条」に、「行なう」を「行う」に、「第12条 第9条の4第1項」を「第16条 第9条第1項」に、「ものは、3万円」を「者は、50万円」に、

「2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。」

を

「
第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、第15条又は第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。」

に改める。

生活文化課

長野県告示第2号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成18年1月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類
公共測量（松本市基本図作成）
2 作業期間
平成18年1月5日から平成18年3月20日まで
3 作業地域
松本市四賀・梓川地域

監理課

長野県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年1月23日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 借宿小諸線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字御代田字長倉 1763番の4地先から 北佐久郡御代田町大字御代田字長倉 1779番の3地先まで	旧	m 9.0～22.0	km 0.0750
同上	新	m 16.0～22.0	km 0.0750

道路維持課

長野県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年1月23日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 白石千曲線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字屋代字七ツ石37番の8地 先から 千曲市大字屋代字清水311番の13地 先まで	旧	m 9.0～12.0	km 0.0915
同上	新	m 12.0～15.0	km 0.0915

道路維持課

長野県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年1月23日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 403号
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市稻里町下水鉢字上街渠1233番 の1地先から 長野市稻里町下水鉢字上街渠1232番 の1地先まで	旧	m 15.0～16.0	km 0.0242
同上	新	m 15.0	km 0.0242

道路維持課

長野県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年1月23日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 白石千曲線
1(2) 供用を開始する区間
千曲市大字屋代字七ツ石37番の8地先から
千曲市大字屋代字内田98番の1地先まで
1(3) 供用を開始する期日 平成18年1月5日
2(1) 路線名 白石千曲線
2(2) 供用を開始する区間
千曲市大字屋代字内田96番の1地先から
千曲市大字屋代字内田100番の4地先まで
2(3) 供用を開始する期日 平成18年1月5日

道路維持課

長野県告示第7号

土地利用規制等対策費交付金交付要綱（昭和60年長野県告示第830号）の一部を次のように改正します。

平成18年1月5日

長野県知事 田中康夫
第9中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

建築管理課土地・景観室